

介護保険料の決め方と納め方

■65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料の決め方

65歳以上の方の保険料は、各自治体で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。また、この「基準額」は3年ごとに見直されます。令和6年度～令和8年度の福島町の基準額は月額 5,600 円で、所得段階別の年間介護保険料は次のとおりです。

段 階 (保険料率)	対 象 者		年間 保険料
第1段階 (0.285)	世帯全員が 町民税非課税	老齢福祉年金を受けている人又は生活保護受給の人 前年の本人合計所得+課税年金収入が 80 万円以下の人	19,160
第2段階 (0.485)		前年の本人合計所得+課税年金収入が 80 万円を超え、 120 万円以下の人	32,600
第3段階 (0.685)		前年の本人合計所得+課税年金収入が 120 万円を超える人	46,040
第4段階 (0.900)	世帯の誰かが 町民税課税	本人が町民税非課税で前年の本人合計所得+課税年金収入 が 80 万円以下の人	60,480
第5段階 (1.000)		本人が町民税非課税で前年の本人合計所得+課税年金収入 が 80 万円を超える人	67,200
第6段階 (1.200)	本人が 町民税課税	前年の本人合計所得が 120 万円未満の人	80,640
第7段階 (1.300)		前年の本人合計所得が 120 万円以上 210 万円未満の人	87,360
第8段階 (1.500)		前年の本人合計所得が 210 万円以上 320 万円未満の人	100,800
第9段階 (1.700)		前年の本人合計所得が 320 万円以上 420 万円未満の人	114,240
第10段階 (1.900)		前年の本人合計所得が 420 万円以上 520 万円未満の人	127,680
第11段階 (2.100)		前年の本人合計所得が 520 万円以上 620 万円未満の人	141,120
第12段階 (2.300)		前年の本人合計所得が 620 万円以上 720 万円未満の人	154,560
第13段階 (2.400)		前年の本人合計所得が 720 万円以上の人	161,280

(単位:円)

■65 歳以上の人(第1号被保険者)の保険料の納め方

○特別徴収(年金から差し引き)

年金が年額 18 万円以上の人(第1号被保険者)は、定期の年金支払いの際に、年金から保険料があらかじめ差し引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

※年金額が年額 18 万円以上でも一時的に納付書等で納める場合があります。

- ・年度途中で 65 歳(第1号被保険者)になった場合
- ・他の市区町村から転入した場合
- ・年度途中で年金(老齢(退職)、遺族、障害)の受給が始まった場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- ・年金が一時差し止めになった場合

○普通徴収(納付書払い、口座振替)

年金が年額 18 万円未満の人(第1号被保険者)は、役場から送付される納付書や口座振替にて指定の金融機関などを通じて保険料を納めます。

※役場から納付書を送付する際に、口座振替の申請書を同封しますので、役場または各金融機関にて手続きしてください。

■40～64 歳の人(第2号被保険者)の保険料の決め方と納め方

加入している医療保険の算定方法によって保険料の額は異なります。

おさめ方は加入している医療保険の保険料と合わせて納めることになります。

介護保険料を滞納した場合

■保険料を滞納すると・・・

サービスを利用した際の利用者負担は、通常は個人の年金収入と所得に応じてかかった費用の1～3 割となりますが、保険料を滞納すると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1 年以上滞納すると	1 年 6 カ月以上滞納すると	2 年以上滞納すると
費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとから利用者負担分を除いた保険料給付分(7～9割)が支払われます。	費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めになり、滞納していた保険料に充当される場合もあります。	サービス利用時に利用者負担が年金収入と所得にかかわらず 3 割になったり、高額介護サービスが受けられなくなったりします。

■やむを得ない理由で保険料を納められない場合は

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなった場合は、保険料の減免措置や納付猶予が受けられることもありますので、お早めに役場までご相談ください。